

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成28年9月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成28年8月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人シニアライフサポートにいがた
- 3 代表者の氏名
高橋 弘子
- 4 主たる事務所の所在地
上越市本町3丁目2番30号タカハシビル2F
- 5 定款に記載された目的
この法人は、様々な就労促進活動により国民一人一人の自立を促すと同時に自己実現の機会を創出し、国民一人一人の生活品質（QOL）の向上を目指すことを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人働き方+と称し、登記上はこれを特定非営利活動法人働き方プラスと表示する。 (事業) 第5条 (略) (1) 高齢や疾病等健康上または家庭事情等による短期就労希望者の就労促進啓発事業 (2) 高齢や疾病等健康上または家庭事情等による短期就労希望者の就業支援事業 (3) 企業へ的高齢や疾病等健康上または家庭事情等による短期就労希望者就労機会創出事業 (4) (略) (5) 短期就労者ふれあいサポート事業	(名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人シニアライフサポートにいがたという。 (事業) 第5条 (略) (1) 高齢者就労促進啓発事業 (2) 高齢者就業支援事業 (3) 企業へ的高齢者就労機会創出事業 (4) (略) (5) 高齢者ふれあいサポート事業